

令和4年6月

第123回丹波市議会定例会

議員提出議案書

発議第 1 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市条例第 号

丹波市議会委員会条例の一部を改正する条例

丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第20条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の 1 項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第27条に次の 1 項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 2 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 6 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 西本 嘉宏

丹波市議会規則第 号

丹波市議会会議規則の一部を改正する規則

丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」を「第93条の 2」に、「第164条」を「第164条・第164条の 2」に改める。

第 2 章第 1 節中第93条の次に次の 1 条を加える。

（出席委員に関する措置）

第93条の 2 この章における出席委員には、法第109条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第116条に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の場合において、法第109条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第125条中「第 1 章」を「前章」に改める。

第127条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第140条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の場合において、法第109条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第 7 章中第164条の次に次の 1 条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第164条の 2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協

議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第3号

こどもの権利に関する理念条例調査研究特別委員会の設置について

丹波市議会委員会条例(平成16年丹波市条例第242号)第6条の規定により、別紙のとおりこどもの権利に関する理念条例調査研究特別委員会を設置することについて、議会の議決を求めます。

令和4年6月27日提出

提出者	丹波市議会議員	前川 進介
賛成者	同	須原 弥生
賛成者	同	山名 隆衛
賛成者	同	足立 嘉正
賛成者	同	大西ひろ美
賛成者	同	小橋 昭彦
賛成者	同	小川 庄策

こどもの権利に関する理念条例調査研究特別委員会設置要綱

1 設置の目的

丹波市においては、現在こどもの権利に関する理念条例が制定されていない。

このほど国で定められた「こども基本法」においては、第1条で「こどもの権利条約」の精神に則ることが明記されたうえで、第10条第2項では、国が定める「こども大綱」及び都道府県が定める「こども計画」を勘案し、「市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」とされている。今後丹波市においても、こどもの権利についての理念が問われてくるものと考えられる。

こうした動きは、憲法で国民に保証されている人権に関わることであり、市民の代表である議員自らが能動的に議論することが求められると判断し、「こどもの権利に関する理念条例調査研究特別委員会」の設置を提案する。

当特別委員会では、丹波市のこどもの権利に関する理念の内容及び同理念の条例化の必要性について、市当局や市民を交えて調査、研究し、必要に応じて条例の制定を提案するものとする。

2 委員会の性格

丹波市議会委員会条例(平成16年丹波市条例第242号)第6条の規定に基づく特別委員会

3 委員会の名称

こどもの権利に関する理念条例調査研究特別委員会

4 委員の定数

10人

5 付託内容

丹波市のこどもの権利に関する理念の調査研究

6 設置期間

令和4年6月27日から調査終了までの間

7 その他

議会の閉会中も継続して調査できるものとする。